

# 飯能市広告付き行政情報モニター設置事業仕様書

## 1 目的

本仕様書は、広告付き行政情報モニターの運営及び管理を実施するために必要な事項を定める。

## 2 事業期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。ただし当初の条件を変更しないことを条件として、令和 9 年 4 月 1 日から 1 年を単位として令和 13 年 3 月 31 日まで更新することができる。

## 3 事業の概要

- (1) 事業者は、飯能市財産規則（昭和 39 年規則第 16 号）による行政財産の使用の許可により飯能市役所本庁舎等にモニターを設置し、画面及び音声により、行政情報及び広告映像を放映する。
- (2) 事業者は、モニターの設置及び広告映像の放映に伴い、飯能市に飯能市行政財産の使用料に関する条例（平成 17 年条例第 46 号）に基づく使用料及び電気料、広告料を納入する。

## 4 広告付き行政情報モニターの設置場所及び仕様等

### (1) モニター設置場所及び設置方法・画面サイズ・モニターサイズ

設置場所	設置方法	画面サイズ	モニターサイズ 縦×横×奥行(mm)
飯能市役所本庁舎 1 階玄関ホール (飯能市大字双柳 1 番地の 1)	スタンド	40 インチ程度	600×1,000×70 以内
飯能市役所本庁舎 1 階市民課ロビー (飯能市大字双柳 1 番地の 1)	スタンド	40 インチ程度	600×1,000×70 以内
飯能中央地区行政センター内 (飯能市大字飯能 60 番地の 1)	スタンド	40 インチ程度	600×1,000×70 以内
双柳地区行政センター内 (飯能市大字双柳 970 番地の 2)	スタンド	20 インチ程度	400×600×70 以内
名栗地区行政センター内 (飯能市大字上名栗 3125 番地の 1)	スタンド	40 インチ程度	600×1,000×70 以内

- (2) 放映時間 月曜日から金曜日までの午前 9 時 00 分から午後 4 時 30 分までとする（祝祭日及び年末年始の休業日を除く。）。事業者がタイマー等により、自動で電源の入り切りを行うこと。なお、業務時間の延長及び短縮にはその都度対応する。

### (3) モニターの仕様等

- ①施設の景観を損なわないデザイン、色使いとする。
- ②薄型で場所を取らず、災害時の避難誘導の支障にならないものとする。
- ③鋭利な突起等がなく、落下・転倒・破損等により、来庁者・職員等に危険を生じさせることのないよう策を講じること。
- ④音声出力は、施設利用者や職員にとって支障のない範囲の音量とし、設置場所を管理する部署と広報情報課（または機構改革等により事務を

継承する部署)、事業者で協議して設定するものとする。

⑤事業者の事業所等からリモート操作による放映管理が可能であること。

## 5 放映内容

- (1) 事業者は第4項のモニターを設置し、自ら広告主の募集並びに放映する広告及び行政情報を制作すること。広告は行政情報を含め、1枠15秒で放映すること。
- (2) モニターにより放映する広告の内容は飯能市有料広告掲載等に関する要綱(平成20年告示第271号)を準ずること。また第3者機関による審査を受け放映すること。
- (3) 広告内容についての責任  
モニターで放映された広告に関する全ての責任は、事業者が負うこと。
- (4) 行政情報の放映  
行政情報として、飯能市及び飯能市を除くダイアプラン(埼玉県西部地域まちづくり協議会)構成市(所沢市、狭山市、入間市、日高市)の情報を放映時間全体の40%以上放映すること。
- (5) モニター及び広告映像に関する連絡して、第三者との間に紛争や損害等を生じた場合は、事業者の責任と負担において解決すること。また、事業者は、モニター設置及び広告映像の制作に際して、著作権等に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うこと。

## 6 定期保守及び事故等への対応

- (1) 事業者は、定期的に実施場所を訪問し設置機器のメンテナンス、清掃、放映確認等を行うこと。
- (2) 事業者は、連絡体制を整え飯能市からの問い合わせ等に対して速やかに対応すること。
- (3) 設置する施設の維持管理及び災害時の避難誘導に支障とならない場所及び構造とするよう配慮すること。また転倒・破損等により、施設利用者等に危険を生じさせないよう設置すること。
- (4) 事業者は、設置機器の故障や破損、また設置機器による事故等が発生したとき又は広告内容等に対する苦情があったときは、速やかに対処すること。

## 7 運営等に係る費用

### (1) 設置等に係る費用

- ①機器の設置(増設を含む。)又は移設(配線工事を含む。)及び保守並びに運用期間終了後における機器の撤去及び原状回復に要する費用は、事業者が負担すること。
- ②消耗品等の交換及び破損等による修理に要する費用は、事業者が負担すること。

### (2) 運用に係る費用

- ①広告主の募集、広告映像の作成、更新及び運用並びに行政情報映像の

- 作成、更新等に要する費用は、事業者が負担すること。
- ②事業者は、広告料を飯能市の指定した期日までに飯能市へ納付すること。
- ③事業者は、飯能市行政財産の使用料に関する条例に基づく使用料を飯能市の指定した期日までに飯能市へ納付すること。
- ④電気料金（実費相当額）については、事業者の負担とし飯能市が指定する期日までに飯能市へ納付すること。

## 8 その他

- (1) 広告の募集は、事業者の責任において行うこととし、飯能市が募集しているかのような誤解を与えないように配慮すること。
- (2) 設置期間内であっても、庁舎のレイアウト変更等により、やむを得ず、モニターの一部又は全部を中止することや、設置台数及び設置場所並びに稼働時間を協議の上、変更することがある。その場合は、事業者はその指示に従わなくてはならず、当該指示に従うことにより生じる費用等は、事業者が負担すること。
- (3) 事業期間中、事業者、又はその使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があった等、事業者の責めに帰すべき理由により、本事業の継続が困難であると飯能市が認めた場合には、飯能市は本事業を中止することができるものとする。その場合、事業者は、モニターを撤去するなど施設の原状回復をすること。また、事業中止によって生じる損害は事業者の責任において補償すること。
- (4) 事業者は、設置期間が終了する前に自己都合によりモニター及び番号表示システムを撤去する場合は、撤去する日の3か月前までに飯能市に書面により通知の上、協議を行うこと。
- (5) 本仕様書について疑義が生じたときは、発注者と受注者とが両者協議のうえ定めるものとする。